

平成 25 年度第 3 回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時
平成 25 年 11 月 11 日（月）午後 2 時～午後 4 時
- ◆ 開催場所
練馬区役所庁議室（本庁舎 5 階）
- ◆ 出席者
出席委員 4 名（会長 ほか 3 名）
区側出席者 4 名（文化・生涯学習課長、ほか職員 3 名）
- ◆ 議事
1 審議
平成 25 年度登録文化財の答申案について
- ◆ 報告事項
1 台風による被害について
(1)「牧野記念庭園」（国登録記念物・区登録名勝）
(2)「練馬白山神社の大ケヤキ」（国指定天然記念物・区登録天然記念物）
2 東京外かく環状道路に係る「八の釜憩いの森」について
3 その他
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：1 人）
- ◆ 配布資料
資料 1 平成 25 年度 練馬区文化財保護審議会答申案
資料 2 答申案参考資料
資料 3 練馬区文化財保護条例
資料 4 練馬区文化財登録・指定基準
資料 5 「牧野記念庭園」の台風被害
資料 6 「練馬白山神社の大ケヤキ」の台風被害
資料 7 東京外かく環状道路に係る「八の釜憩いの森」について
- ◆ 事務局
練馬区 区民生活事業本部 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
Tel 5984-2442

会議の要旨

- <文化・生涯学習課長> 開会の挨拶
- <文化・生涯学習課長> 会議の成立について
- <会長>

では、まず事務局から報告をお願いします。

<事務局>

台風による被害についての報告

国登録記念物・区登録名勝「牧野記念庭園」の台風被害について（資料5）

国指定・区登録天然記念物「練馬白山神社の大ケヤキ」の台風被害について（資料6）

<文化・生涯学習課長>

東京外かく環状道路に係る区登録天然記念物「八の釜憩いの森」について（資料7）

<会長>

何かご質問等ございますか。

<委員>

シールドトンネル工法で地下何メートルくらい深くに掘削するのでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

大深度の地下ということ場所によって異なりますが、基本的には現地表面から40メートル以下ということになります。

<会長>

他に何かございますか。

これまでの経過をふまえて、この問題について今後審議会では、どのような対応をしていくことになるのでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

「八の釜の湧き水」は登録文化財であるということで、登録文化財についての現状は今変わっておりませんので、今後その価値が変わるようなことがあれば審議会の中で協議をさせていただくということが一点、審議会の大きな役目ということになります。

もう一点は、要請文が出されていますので、それに基づいて今まで報告をし、ご意見をいただいております。その中で一つは今日、このように方針が変わってきているということをご報告申し上げましたので、区として今後この方針案に対して意見を国のほうへ述べていく中で、今日いただいた意見等を参考にしながら、私どもとしてまとめて関係部署にその意見を伝えていきたいと考えています。

<会長>

他にご質問・ご意見ございますか。

<委員>

現在、登録文化財になっている範囲は、どこかに示してありますでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

天然記念物ということで範囲を示しておりません。湧き水のメカニズムということで登録になっておりまして、いわゆる湧き水のある場所ということでしか示しておりません。ただ、敷地としては現在、資料の別紙1の3枚目「八の釜憩いの森及びその周辺地域の現況」の左下に湧水池の写真が載っていますが、この土地所有地につきまして登録文化財の所有者承諾を得ています。正確には範囲を示していないということになります。

<委員>

今の発言ですと、湧き水だけが文化財として大事なのか、その周辺も含めて大事なのかということがちょっとわからないのですが、いかがでしょうか。

<文化・生涯学習課長>

登録文化財の答申の時には、いわゆる湧き水としていただいていますので、周辺環境を含めてとは考えておりません。武蔵野の湧き水ということで、いわゆる中小河川の段丘下に湧出する湧き水として重要であるということで登録の答申をいただいたという状況でございます。

<会長>

他にいかがですか。よろしいですか。では、以上で報告事項は終わりました、次に審議事項に入りたいと思います。まず説明を通しでお聞きしまして、それから審議を一件ごとに行いたいと思いますので、審議の説明を事務局の方からお願いいたします。

<文化・生涯学習課長>

資料 1（平成 25 年度 練馬区文化財保護審議会答申案）の説明

<事務局>

No.1 「草摺引図絵馬」の説明

<会長>

では、ご意見、ご質問いただきたいと思います、いかがでしょうか。

<副会長>

美術（絵画）・工芸品としての登録とのことですが、「文化財の概要と価値」の書き方なんです、記述されている内容はこれでよいと思います。ただ段落でみるとわかりやすいのですが、第 2 段落には大きさや品質・構造的な部分の説明、第 3 段落には保存状態と画面の説明が入っています。しかし美術の場合は普通、描かれる絵、図柄から書いていき、保存状態は後になります。この場合ですと「演目名は不明であるが、歌舞伎の「草摺引」の場面が描かれており…」の部分が一番大事なところになると思います。

美術・工芸の場合は、最初に形や形状が出て、大きさ、法量が出てくることもありますが、形状の後には、図柄の説明になり、それから品質・構造・技巧について書き、保存状態は最後になります。さらに言いますと、第 4 段落で作者、第 5 段落で制作時期について記されていますが、美術・工芸の場合、優先するのは制作時期ですので、第 4・第 5 段落をひっくり返すとわかりやすいと思います。歴史資料や建造物などの場合と、美術工芸品の場合は、少し順序が変わってくると思いますが、この点を頭に入れて書いていただければと思います。

<事務局>

ありがとうございました。記載の順序など検討して書き直したいと思います。

<会長>

他に何かありますか。

<事務局>

今日ご欠席の委員から F A X にてご意見を 2 点いただいています。一つ目は、第 3 段落の「歌舞伎の「草摺引」の場面が描かれており、左側に小林朝比奈、右側に曾我五郎が描かれる」とする部分について、「左側に小林朝比奈、右側に曾我五郎が描かれていることから、歌舞伎の「草摺引」の場面を描いたものと推定される」のほうがよいのではないかとのご意見です。原案では、向かって左の人物が右側の人物の草摺を引いている場面であることからその人物名が比定されるという書き方になっていますので、ご検討をお願いします。

<副会長>

事務局の説明は、人物の名前がわかってそれでこれがというのではなくて、草摺引の場面が描かれているので人物の名前がわかるということですか。

<事務局>

はい、そうです。

<副会長>

でも客観的に見れば全部同時にわかっているんですよ。だから人物が二人いて、それをどちらから説明していくかということですね。普通でしたら形からいっていきますから、いわゆる草摺引の場面であるとするよりも、人物が二名いて片方が草摺を引っぱっているというように、描かれているものをそのまま説明したほうがわかりやすいと思います。例えば仏像の場合でも、最初から阿弥陀如来だと言うよりも、こうやってこうやっているから阿弥陀如来であると書いた方がわりと記述が楽だろうと思います。そういう意味では、この場合、今の答申案の文章と、先ほどのご意見を折衷した形にするのがよいのではないかと思います。

<事務局>

ありがとうございます。

<委員>

すみません。そうであれば、草摺引をしているから左側は朝比奈で右側は曾我五郎だと考えられるわけですね。その人物が誰々かはわかってなくて、草摺引をしているから左側は朝比奈で右側は曾我五郎だろうという、つまり人物が二人描かれていて草摺引をしているというのが客観的な画面説明ですね。それによりそういう場合は、左側は朝比奈で右側は曾我五郎だと比定できるということです。答申案では、「草摺引」の場面が描かれており」という、これはこうなっているという説明ですよ。

<事務局>

そうですね。まず場面の客観的な説明をした上で、二人の人名の比定を述べるという形がよろしいでしょうか。

<副会長>

多分、欠席委員からのご意見も、最初に「歌舞伎の「草摺引」の場面」と出てきてしまうから、いきなり結論にいきすぎているという考えだろうと思うんですよ。二人の人物がこういう動作をしているのがあって、それは歌舞伎の「草摺引」の場面を描いたものであるということで、もう一度作文をしていただければすっきりするだろうと思います。

<事務局>

はい、そういたします。

<会長>

よろしいでしょうか。

<事務局>

二つ目のご意見です。第5段落の最後のほうに、制作時期を18世紀半ば頃と推定する根拠として、「草摺引」の流行する時期」としたのですが、これについて「18世紀半ばに草摺引が流行していたかご確認ください」という指示がございました。この記述は、参考資料の「専門家による所見」から引用してそのまま載せてしまったのですが、ご意見をいただいた後、確認して調べてみたところ、「草摺引」が流行する時期は18世紀半ばに限らずもっと時代に幅がありますので、そうではなく、「草摺引」を描いた絵馬が制作されるのが18世紀半ばに多いようです。そのあたりを確認した上で、文章を「草摺引の絵馬が数多く制作される時期」のような形に直したいと考えていますが、よろしいでしょうか。

<副会長>

今おっしゃったように、この段落でいっているのは絵馬の作風と画題の両方で制作年代を限定していくわけですね。「草摺引の流行」というところを「草摺引という歌舞伎の場面を絵馬に表すこと」として、その時期もあわせ考えると18世紀半ば頃であろうということですね。

<事務局>

はい、そうです。

<会長>

他に何かありますか。

<副会長>

少し細かく言うと、最後の文章の「古い部類のもの」の「部類」というのはちょっと区民にはわかりにくいかなと思いますけど、いかがでしょうか。

<事務局>

表現を検討したいと思います。

<会長>

他に何かありますか。ないようでしたら、次にいきます。

<事務局>

No.2「森田家資料」の説明

<会長>

では、この件につきまして何かご意見ございますか。

<副会長>

前回の審議会で拝見し、「森田家資料」が大変価値のあるものだとよくわかりました。今回一括して登録する317点について、「江戸時代後期から明治期」と漠然と書いてありますが、一番新しい資料はいつごろのものでしょうか。

<事務局>

はっきりしているなかで一番新しい資料は明治44年のものです。

<副会長>

そうすると「江戸時代後期から明治期」のところをもう少し具体的に、江戸時代の、分らなければ江戸時代後期でもいいのかもしれませんが、「明治末頃」などのように書いた方がいいと思います。そうすれば、最後の段落の2行目にある「江戸時代後期から近代にかけて」という部分もちょっと漠然とするので、「江戸時代後期から明治時代に」というふうにした方が資料の説明、価値はよくわかると思います。

あと、最後の段落で「練馬区域で営業した医師」と書いていますが、庶民の感覚だとお医者さんが営業すると言うのかどうか、どうなのでしょう。森田家は、江戸時代から練馬におられたんですよね。

<事務局>

はい。江戸時代の後期にはすでに区域の旧中荒井村に移り住んでいます。たしかに「営業」という言葉は医者にはあまり使わないかもしれませんが。

<副会長>

例えば、「活動」ですとか、褒めるとすれば「活躍」とかですかね。あるいは「開業」って言うんですかね。ちょっと分かりませんが、少し検討してみてください。

<事務局>

別の表現について考えたいと思います。

<会長>

他にいかがでしょうか。

<副会長>

文書とか刊本などの場合、名称は「史料」ではなく「資料」でよろしいのでしょうか。

<事務局>

はい。帳面類やノートのような古文書類に含まれるものもありますが、全体としては刊本書籍が大部分を占めていますので、「史料」ではなく「資料」としました。

<副会長>

「資料」という字が出てくると、例えば、注射器などのようなモノ資料という先入観がありましたので、文献史学の先生がこれでよいとおっしゃれば何も問題ありませんが。

<事務局>

いかがでしょうか。

<委員>

例えば、典籍資料と言う時には「資料」を用いますので、「資料」でよいのではないのでしょうか。

<会長>

よろしいでしょうか。他にご意見ありますか。

<副会長>

最後の段落ですが、長い文章一つでずっといくので、主語がないとちょっと分かりにくいだろうと思うんですね。「本資料は」など何か冒頭に付けたほうがよいと思います。

<事務局>

では、頭に主語をつけるようにいたします。

<会長>

他にはいかがでしょうか。

<委員>

この資料の価値についてですが、答申文案では、開業した人が医学をどのように身につけてきたかということがわかるということが書かれています。その資料自体の専門家にとってどれだけ資料的な価値があるか、絶対的な価値がやはりあるのではないかと思います。その辺がちょっと広範囲になっているので書きにくい面もあると思うのですが、資料の価値について、客観的に専門家にとっても大事ではないかっていうことは入れた方がよいような気もするのですが、いかがでしょうか。

<委員>

例えば、今回の答申文案では下から二段落目は書き加えられていて、書籍に付箋とか書き込みがあってどのように医学を勉強したかということがわかる資料としています。それからもちろん、どのような医学書を読んでという書籍の種類とかによっても、どのようなジャンルの医学を勉強したかですとか、江戸時代の町医者活動がわかります。また、第2段落の末尾にある診療記録はやはりけっこう歴史としては大事だと思います。もちろん地域の人の名前が出ていて、あるいはそのご子孫がこの辺りにいるっていう可能性もあると思ひましてどんな病気にかかったかなど、差し障りがあったりするかもしれませんが、ただそういう点で言うと本当に庶民の医療状況がわかるという点では非常に良い史料だと思います。最後から二段落目の辺り

をもう少し膨らませるのかという点ではありますが、この文案でも歴史資料としての価値、歴史的な価値というのは表現されていると思いますが。

<副会長>

第三段落についてですが、「医学に関わる『本草綱目』『救荒本草通解』などの本草書だけでなく」とするのではなく、まずはやはり医学と医療の様子が分かる資料として大変貴重であると書いた上で、あわせてその時代の教養というものをどうやって広めていったのかについても知ることができるというように書く。最初から併行して医学もあるし教養もあるというように書くよりも、全体の7割、8割を医学の方でおさえて、それにあわせてお医者さんの教養についても知ることができるかと加える形のほうがいいのではないのでしょうか。

<委員>

第2段落の初めに医学に関する書籍の名前が出てきて、それから同じ段落の最後のほうに処方箋とか診療に関わる医学活動が出てきますので、そのあたりを初めのほうにまとめて書いてから、先ほどご意見のあったように、それにとまなう儒学関係とか医学を支える江戸時代の人々の教養なども分かるということで非常に価値が高いというような感じで書くと、それぞれの段落やそれぞれのジャンルが強調されるかもしれません。

<事務局>

ありがとうございます。検討して修正いたします。

<会長>

この件に関して他に何かございますか。

<副会長>

資料の点数は317点ですが、員数は「一括」となっています。今までもこのように「一括」という形でやってこられたのでしょうか。

<事務局>

はい。今まで文書などの資料は「一括」でやってきました。

<副会長>

わかりました。ただ、例えば、「一括」とか、このあと出てくる「アニメーション撮影台」は「一式」としてありますが、これは漢数字でしょうか。「一括」というのは文書群などにも使うと思いますが、横書きでリストを作るときにはどうなのですかね。「一式」は微妙な感じがするんですけど。

<事務局>

「一括」については今までは漢数字で書いています。

<会長>

よろしいでしょうか。では、次にいきたいと思います。

<事務局>

No.3「丸山東遺跡出土の片口土器」の説明

<会長>

何かご意見はありますか。

<委員>

3行目に「遺構外から出土した」とありますが、これは包含層から出土したんですか。

<事務局>

はい、そうです。

<委員>

「遺構外」と「包含層」のどちらのほうが一般の人にわかりやすいかどうかと思うのですが、今までも「遺構外」という表現を使っていましたか。

<事務局>

今までの考古資料は、だいたい土坑や住居跡のような遺構にもなって出土するパターンでしたので使っていません。今回の土器は、遺構にもなわない包含層からの出土ですので、今までのものとは異なります。

<委員>

遺跡と遺構の違いを説明すると長くなるし、一般の人にはわかりにくい表現ですね。「遺構外」という言葉を抜いてもわかるのではないのでしょうか。単に見つかったという表現だとわかりにくいでしょうか。

<副会長>

そうですね。おそらく「遺構」という言葉があって、それに「外」という言葉が付くから、遺構以外のことなのか、遺構の外側のことなのか、普通の人には分からないですよ。

<事務局>

はい。では、「遺構外から」は削除します。

<会長>

よろしいでしょうか。では他に何かありますか。

<副会長>

細かいことなのですが、学術的な文章で「欠けている」ですとか「施されている」のように「ている」と書き始めると、全てにそれを付けていかななくてはなりませんので、現在形の「施される」でいいのではないのでしょうか。例えば、美術品の形状について書く際に「ている」を用いると、全てが「ている」になってしまいます。ですので、何かの形を客観的に述べる時には、気がついたところはなくされた方がいいかなと思います。

<事務局>

はい。では、ご指摘のあった「格子状に施されている」の箇所は「施される」に修正いたします。

<会長>

よろしいでしょうか。他にないようでしたら、次に移ります。

<事務局>

No.4「アニメーション撮影台」の説明

<事務局>

先ほど質問のあった員数の「一式」を漢字にするか数字とするかについてですが、過去の事例や他の事例にあたってそれに合わせるといふことでよろしいでしょうか。

<副会長>

そうですね。縦書きか横書きかで変わるのか変わらないかという点がありますから。

<会長>

他に何かありますか。

<副会長>

このように歴史資料を文化財登録していくことがこれからも出てくるとは思います。その場合、これは作られてから大体54、5年くらい経っているのでしょうか。50数年ですね。それは

50 年以上経っていれば登録してもいいとか、何かそういう目安を今後も考えるのでしょうか。例えば美術工芸品の場合だと 100 年ぐらい経たないと普通はやりません。この資料はそれとは全然違うのは分かっていますし、新しいから登録する必要はないと申し上げているのではありませんが、作られて何年ぐらい経っていれば登録するというような意識はあった方がいいと思うのですが、何か考えていますか。

<事務局>

例えば、建造物などは 50 年以上ですよ。ただ、もちろん性格は違うのですが、なくなってしまう可能性も高いので、このタイミングでということがあります。どんどん技術が変わっているという現状を踏まえて、今ここで登録しないと多分どんどん失われてしまう。価値が一般の人に認識されなくなってしまう、忘れ去られてしまうっていう事もあり、また実際使っていた方もまだいらっしゃるので、その辺の情報も入手できる状況にありましたので、このタイミングを逃すとわからなくなってしまうということもありました。この点で今回登録の案件としてあげさせていただきました。

<副会長>

なるほど、わかりました。これは現在どのように置かれているとか、使われているとかいないとかという点については書かないのでしょうか。

<事務局>

現在は、デジタル化にともなって使われていません。

<副会長>

使われていないですね。そして文化館に保存、展示されているということですよ。

昭和 35 年公開の「西遊記」の撮影に使用されたとありますが、それ以後はいつ頃まで使われていたんですか。

<文化・生涯学習課長>

頭書きにあるように昭和 34 年から平成 9 年頃まで使われておりまして、ただ平成 9 年時点では特殊効果撮影のために使っていたということです。例えば、いくつかの「宇宙戦艦ヤマト」や「銀河鉄道 999」の特殊部分でも使っているということです。順次といいますか漸次といいますか、段々に使われなくなってしまったということです。

冒頭の話ですが、文化財登録のための年限については、基本的にはこれが出てきてから 50 年という話がありますが、その前の段階で練馬区としては、戦後のものですが昭和 27 年の「千川上水の記録フィルム」が登録文化財になっておりまして、また、国の方も基準で建築 50 年、その他の物についても 100 年というのは付けていませんので、先ほど事務局からの説明にありましたように個別対応していこうかと。ただ、10 年、20 年という話はないと思いますので、概ね歴史資料としての価値観が生じるのは個別には違ってくると思いますが、本件については移り変わりが早いといいましょうか、技術の革新が速かったということで 50 年と考えています。

あと追加の部分については、所在地に石神井公園のふるさと文化館と記載がありますので、書く必要はないかなと考えています。

<会長>

追加して書く必要はないと思いますが、寄贈されたのは何年ですか。

<事務局>

平成 12 年に練馬区に寄託となり、平成 20 年に寄付受領しています。

<会長>

よろしいでしょうか。では次へまいります。

<事務局>

No.5「文明十七年の月待板碑」の説明

<会長>

質問・意見などございますか。

最後の方にある「金色に彩色された」とあるのは、金粉があったということですか。

<事務局>

このような表現にしましたのは、金箔なのか金泥なのか分からないということもありますので、金の小さな断片が残っているということを示すために記しました。

<委員>

前回の諮問文の表現では「金（金泥あるいは金箔）の断片を数か所確認できる」ですよね。今回の答申案だと「金色に彩色」されているという、かなり復元がされたような表現になっています。諮問文の表現の方が客観的なんですかね。

<副会長>

「彩色」というのは専門的に言うと、金泥の場合でないと使わないですね。金箔の場合は貼るから彩色とは言いません。だから、そう考えれば、どちらか分からない時には、やはり前回の諮問文のように、「金（金泥あるいは金箔）の断片」が残るとか、確認できるという表現のほうが良いでしょうね。

<事務局>

では、客観的な表現に修正します。

<副会長>

「彫り」というのは陰刻部分ということでしょうか。

<事務局>

そうです。

<会長>

他に何かございますでしょうか。

<副会長>

第3段落の「奉月待供養」としての「として」という言葉は少し分かりにくいと思いますが、いかがでしょうか。「として」は取って、何があるということを持た書いてしまえばいいと思いますが、また、そのあとの「…左端に「念仏衆生摂取不捨」として『観無量寿経』の文言…」とありますが、ここも「として」ではなく「という」のほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

<事務局>

たしかに、そのとおりです。修正いたします。

<副会長>

区民の中には月待の習俗ってさらっと言うだけで、月待については何文字か説明をしないでも大丈夫ですかね。

<事務局>

答申文そのままを区民の方に提示するわけではないので、よろしいかと考えたのですが、区民の方に広報する際には、もちろん補足説明をつけたいと思っています。

<副会長>

分かりました。そうであるならば「人々が結びつき」という表現は不要だと思いますね。別に結びついてる訳ではないのですから、月待の習俗にかけてそう書こうと思ったのですが、専門家に言うのであれば不要だと思います。これは板碑に5人の人物が出てきたからそうしたのでしょいか。

<事務局>

はい、そうです。

<会長>

結衆という言葉もありますよね。

<事務局>

はい。次のNo.6「文亀元年の月待板碑」にも同じように複数の人物が登場して「結衆」という言葉が刻まれていますので、その「結衆」という表現に引っぱられたということもあります。

<副会長>

「人々が結びつき」というのは、どういうことでしょうか。

<事務局>

いわゆる村ですとか、人々の共同体のようなものを形成するという意味合いで、近世の講につながるような集団のことを表現しようとした。

<副会長>

これだけを読むと、室町時代までは人々は全く孤独に生きていて、室町時代からの人々が結びついて、それで月待の習俗も始まったように読み取れてしまうので、誤解を多く生む文章だと思うんですよね。

<事務局>

そうですね。この部分について検討して修正したいと思います。

<会長>

よろしいでしょうか。では次にいきます。

<事務局>

No.5「文明十七年の月待板碑」の説明

<会長>

いかがでしょうか。

<副会長>

月待の板碑というのは何のために作ったものなんですか。これをさらっと読むと、この板碑を中心にして月待の行事が行われていたようにも読み取れてしまうんですが、そういうものではないですよ。何なのでしょうか、月待板碑とは。

<事務局>

辞書的な説明になりますと、人々が集まって月待の習俗を行った記念として建立する石碑ということになっています。具体的にどの段階で何のために建立するかわからない部分が多いようですが。

<副会長>

板碑というのは屋外に建てられるのですか。それとも堂内に置かれるものなのですか。

<事務局>

屋外に建てるケースもあるようですが、すべてそうであったかはわかりません。屋外に建てる場合は、辻や境内などのような場所に建てている事例も見られます。

<副会長>

そうなる、「月待の習俗を行っていたことがわかる」という文章はあまり適当ではないのではないのでしょうか。これだと月待の習俗に板碑が欠かせないもののように読み取れますね。

<委員>

ただ、日付はたしか11月23日というのが決まっているということですね。先ほどの「文明十七年の月待板碑」もどちらもそうで、他の事例からも11月23日がいわゆる月待という行事を行う日ということですよ。

<事務局>

はい、そうです。月待は二十三日の夜に行うことが多く、月待板碑は10月、11月の23日の銘のあるものが多いようです。

<副会長>

たしかに行事の日もそうなのですが、それはこれを造った日であるように考えてしまうのですが。その日に合わせて造ったということになるのでしょうか。行事は毎年とかやるのですよね。

<事務局>

はい、そうです。ただ板碑の残存状況から考えても、板碑自体は毎年造るわけではないと思われま。

<副会長>

そうですね。文明17年の板碑は造った年を書いているような気がするのですが。

<委員>

もちろん造った年が書いてあります。ですので、毎年造るわけではなく、それぞれの誰か尼さんか坊さんを確認してそこに集まった、その年に集まった人が造る訳ですよ。ただ、11月23日というのが造った日なのか、月待供養の板碑を作る場や実際には11月20日に造ろうが11月23日という日付を入れるのかというのは判断が難しいですね。はっきりはわかりませんが、11月23日という日付が必ず入るということであれば、月待供養という何か決まった行事があるわけで、それにとまって造ったということですよ。月待の習俗というのか月待供養の習俗というのか、表現は難しいところですが。

<副会長>

例えば、仏像でも開眼などは4月8日にしたり秋彼岸にするのか、相応しい日を記すことが多いですね。

<文化・生涯学習課長>

今のところについては、11月23日というのは二十三夜講の最大祭り日ということで今でも続いていますので、庚申塔などと同じようにですね、例えば60回続くと記念碑として庚申供養塔を建てるというようなこともやっていますので、板碑についても庚申板碑というのがあります。これも記念碑として何回か続くと作るということをやっていますので、おそらくその時期と同じもの、若干庚申塔の方が流行るのがそのあとですが、月待供養塔についても何回かやってその記念として作るということをやっていると思います。そのあたりももう少し調べ直して、板碑が存在するから習俗がわかるというような書き方をしていますけれど、もう少し何か分かりやすいように誤解のないように書き直してお送りして見ていただきたいと思います。

<会長>

よろしいでしょうか。

それでは本日の審議は終わります、その他に事務局から何かありますか。

<文化・生涯学習課長>

ありがとうございました。今日は内容が多岐に渡りまして、とくに外かく環状道路に関わる八の釜憩いの森については否定的な意見はでなかったということで、ご報告をさせていただきながら区の意見をまとめさせていただこうと思います。

次回の審議会の日程について

<会長>

何かご意見・質問等ございますか。

ないようでしたら、本日はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。